

## 東京湾再生推進会議について

平成13年12月4日に都市再生本部において決定された都市再生プロジェクト「海の再生」(下記参照)を東京湾において推進するため、七都府県及び国の関係部局により設置する協議機関。平成14年2月5日に首都圏再生会議の下に設置された。平成16年2月23日にさいたま市が新たに加入した。

推進会議の下には、幹事会と3つの分科会(陸域対策分科会、海域対策分科会及びモニタリング分科会)が設置されている。

構成メンバーは、8都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)、関係各省(国土交通省、農林水産省、環境省)及び内閣官房都市再生本部事務局。

### \* 都市再生本部第3次決定(抜粋)

#### 大都市圏における都市環境インフラの再生

#### 3. 水環境系の再生

地表の被覆等の都市化に起因してその健全性が大きく損なわれている都市の水循環系について、河川や海の再生、市街地の雨水貯留・浸透機能の回復等、各領域の施策を総合的に推進することによりその再生を図る。

#### (2) 海の再生

水質汚濁が慢性化している大都市圏の「海」の再生を図る。先行的に東京湾奥部について、地方公共団体を含む関係者が連携してその水質を改善するための行動計画を策定する。